

複合設計発注を導入します。

相模原市では、平成22年4月より一部の工事において複合設計発注を導入します。

従来の工事設計書では、材料単価や工事代価を工程ごとにグループ分けせずに一律積上げ積算をしていましたが、積算の簡素化・工種の明瞭化を目的に工種ごとのグループに集約する複合設計発注を導入することにしました。

★複合設計発注とは、複合設計書による工事の発注をいいます。

★複合設計書とは、工事設計書に複合代価表を用いるとともに、その複合代価表を平均深さや掘削幅等の一定の範囲の規格で区分し、一単位あたりの工種を組合せた設計書をいいます。

★複合代価表とは、複数の材料・設置手間等の複数の工種を合成し、マンホール工や管布設工等の一単位あたりの単価を作成した代価表をいいます。

《対象の工事は・・・》

複合設計発注の対象となる工事には、現場説明書にその旨を明示します。

《複合設計書の内容は・・・》

工種によって、複合代価表が使用されています。

例えば、組立マンホールでは各規格・各深さの材料工事費を含んだ1基当たりの複合代価表を使用します。管布設工では各掘削幅・各掘削深さの掘削～管布設～埋戻し等を含んだ1m当たりの複合代価表を使用します。

《複合代価表の内容は・・・》

使用されている複合代価表は同じ工種であっても幾つかの規格があり、一定の範囲の深さ等によって使い分けをします。

例えば、歩道施工の管布設工は床堀深さ 1.5m 超～2.0m 以下、2.0m 超～2.5m 以下、2.5m 超～3.0m 等のように使い分けをします。

《複合代価表の数量の扱いは・・・》

複合設計書における数量については、あくまでも予定価格算出のための資料となりますので、標準的な施工規模を想定して算出します。

例えば、管布設工においては、マンホール間延長を50mと想定し、管きょ延長、管布設延長、基礎延長等を作成し、1m当たりの数量を算出しています。

したがって、施工計画書の作成や施工・出来形の管理につきましては、工事図面による他、市が工事図面に基づき算出した数量計算書により行っていただきます。

《設計変更の扱いは・・・》

設計変更が必要となった際には、使用している複合代価表の選定や複合代価表に乗じる数量等については対象となりますが、複合代価表の内訳については原則として対象となりません。

《お問い合わせ先は・・・》

相模原市都市建設局技術監理課 042-769-9256 までお問い合わせください。